

○公立諏訪東京理科大学外国留学規程

平成30年4月1日

規程第147号

(趣旨)

第1条 公立諏訪東京理科大学学則(平成30年学則第1号)第44条及び公立諏訪東京理科大学大学院学則(平成30年学則第2号)第30条の規定に基づく公立諏訪東京理科大学(以下「本学」という。)及び本学大学院の学生の外国の大学等への留学に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「留学」とは、教育上有益と認められ、所定の手続を経て学長が許可し、外国の大学等で学修することをいう。

2 この規程において「外国の大学等」とは、外国における正規の高等教育機関で、学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学)

第3条 留学は、学生の申請に基づき学長が許可した外国の大学等への留学とする。

(資格)

第4条 留学を希望する者は、原則として本学に1年以上在学し、前年度までの必修科目を修得しておかなければならない。

2 大学院学生にあつては、前項の規定を適用しない。

(出願手続)

第5条 留学を希望する者は、留学願(様式第1号)及び留学計画書(様式第2号)により所定の様式により留学を願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(許可)

第6条 留学の許可は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(期間)

第7条 在学中に留学できる期間は、1年以内とし、在学期間に算入する。ただし、教育上有益と認められる場合には、1年間を限度に延長することができる。

(終了の手続)

第8条 外国に留学した者は、帰国の日から1月以内に留学報告書(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

(修得単位の認定)

第9条 留学期間中に留学先の外国の大学等において修得した単位の全部又は一部を、教授会又は研究科委員会が適当と認めたものに限り、本学の卒業又は修了に必要な単位として認定することができる。

- 2 前項の規定による単位の認定は、事前に履修許可を受けた範囲内とする。
- 3 前2項の規定により認定することのできる単位数は、学部にあつては60単位、研究科にあつては10単位を超えないものとする。

(留学期間中の学費)

第10条 特に学力が優れている者には、留学期間中の本学の授業料等の学費を免除し、又は減額することができる。

- 2 協定等により、留学先の外国の大学等の授業料等の学費が免除されている場合、前項の規定は適用しない。

(留学許可の取消し)

第11条 学長は、次の各号のいずれかに該当する留学については、留学先の外国の大学等と協議し、教授会又は研究科委員会の議を経て、留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 学修又は研究の実が上がらないと認められる者
- (2) 事情により留学を継続できなくなった者
- (3) 留学先の外国の大学等の規則等に反する行為を行った者
- (4) この規程に定める義務を怠った者
- (5) その他学生としての本分に反した者

(細則)

第12条 この規程の施行に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

(施行月日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

	年 月 日
学長 殿	
	学生本人 所属 _____
	学籍番号 _____
	氏名 _____ 印 _____
	保証人 住所 _____
	氏名 _____
	電話番号 _____
	氏名 _____ 印 _____
留学願	
私は、保証人の同意のもとに下記のとおり(協定校・申請校)留学を希望しますので、ご承認くださるようお願いいたします。	
記	
留学期間	年 月 日 ～ 年 月 日(日間)
留学先大学等名	
国名	
所在地	
留学目的	
留学計画	別添の留学計画書(様式第2号)のとおり
以上	
	決裁
	学長
	学部長又は 研究科長
	学科主任又は 研究科幹事
	指導教員又は ガイダンスグループ 担当教員
	事務責任者
	係

(注) 学業又は研究計画については、「別紙」として添付してもよい。

(前頁のつづき)				
2 滞在先等について(住所、電話番号、メールアドレス等)				
3 単位認定希望の有無について				
学長	学部長又は 研究科長	学科主任又は 研究科幹事	指導教員又は ガイダンスグループ 担当教員	事務責任者

様式第3号(第8条関係)

		年 月 日
学長 殿		
	所属	_____
	学籍番号	_____
	学生氏名	_____ 印
留学報告書		
下記のとおり、(協定校・申請校)留学をしましたのでご報告いたします。		
記		
1	留学先大学等名	_____
2	所在地(国・都市)	_____
3	留学期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日(日間)
4	帰国年月日	平成 年 月 日
5	学業又は研究について(留学先での学習や研究について詳細に記すこと。)	

(注) 1 「学業又は研究について」は、別紙として添付してもよい。
2 留学先の大学等において、修得した単位の認定を希望する場合は、留学先におけるシラバス等当該授業の内容が明らかになる資料(コピーでも可)及び学業成績証明書を添付すること。

6 留学の成果(留学によって得たこと、目標達成度等の自己診断)				
7 今後の計画(この留学経験を今後どのように活かしたいか)				
8 留学先大学における履修科目名				
9 その他特記事項(留学先での日常生活等について)				
学長	学部長又は 研究科長	学科主任又は 研究科幹事	指導教員又は ガイダンスグループ 担当教員	事務責任者